

〔仮称〕松戸市放射能対策総合計画（案）  
《第1版》

平成24年 月



松戸市

## 【目次】

序章	1
第1節 はじめに	2
第2節 放射能について	3
(1)放射能の基礎知識 (2)外部被ばくについて (3)内部被ばくについて	
第3節 総合計画の構成	6
第4節 総合計画の全体像	7
第5節 放射能対策に係る現状と取組み	8
第1章 基本計画	10
第1節 総合計画の目的	11
第2節 めざすまちの姿	12
第3節 総合計画の全体期間	13
第2章 個別実施計画	14
第1節 食物安全に関する計画	15
(1)方針 (2)目標 (3)個別実施計画期間 (4)具体策 (5)その他	
第2節 環境放射線低減対策に関する計画	17
(1)方針 (2)目標 (3)個別実施計画期間 (4)具体策 (5)その他	
第3節 廃棄物処理に関する計画	32
(1)方針 (2)目標 (3)個別実施計画期間 (4)具体策 (5)その他	
第4節 健康管理に関する計画	38
3 針 (2)目標 (3)個別実施計画期間 (4)具体策 (5)その他	
第3章 進捗管理	40
第1節 推進体制	41
第2節 広報	42
第4章 その他	44
第1節 補足事項	45

# 序章

第1節 はじめに

第2節 放射能について

(1)放射能の基礎知識

(2)外部被ばくについて

(3)内部被ばくについて

第3節 総合計画の構成

第4節 総合計画の全体像

第5節 放射能対策に係る現状と取組み

## 第1節 はじめに

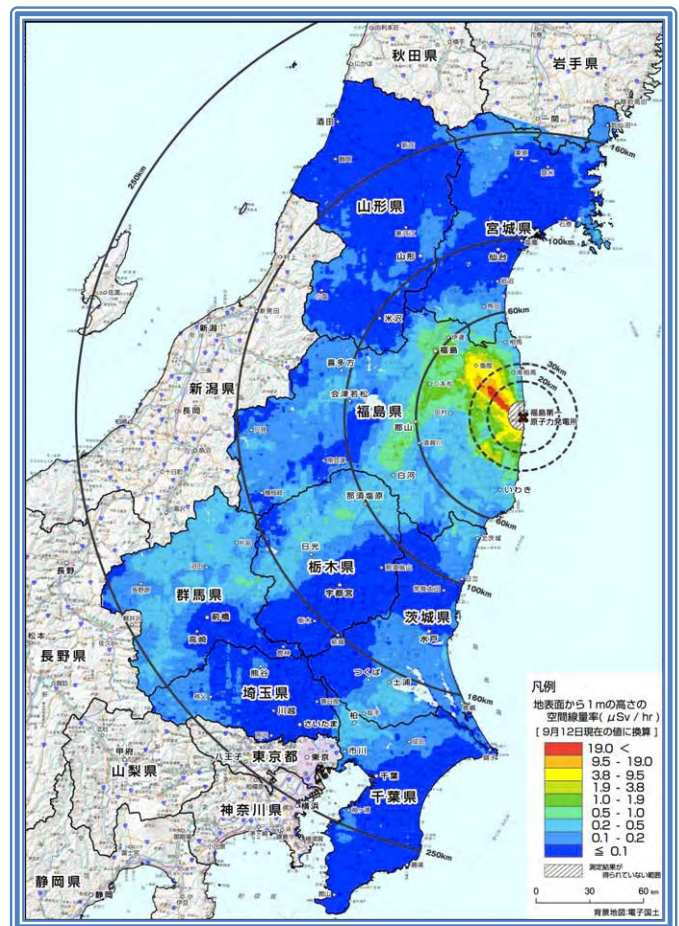
平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が大量漏えいするという甚大な災害が発生しました。これにより福島県を中心に各地へ放射性物質が拡散し、その飛散により、さまざまなところ（山・海・川など）の汚染が懸念されています。

福島第一原子力発電所の事故後、福島から約200km離れている松戸市においても、放射性物質が飛来し私たちの生活に影響を及ぼしています。

また、農産物などでは、国の体制のもと、食品検査が実施されていますが、放射性物質に対する不安感がぬぐえない状況です。

本市は、このような状況下において、放射能に対して“今できること”を実践し、市民のみなさまの安心・安全に努めてまいります。

そこで本市では、放射能に関する情報が錯綜する中で、目に見えない放射線という脅威に対応するための、松戸市独自の放射能関連計画となる“松戸市放射能対策総合計画”を策定します。



文部科学省による航空機モニタリングの測定結果

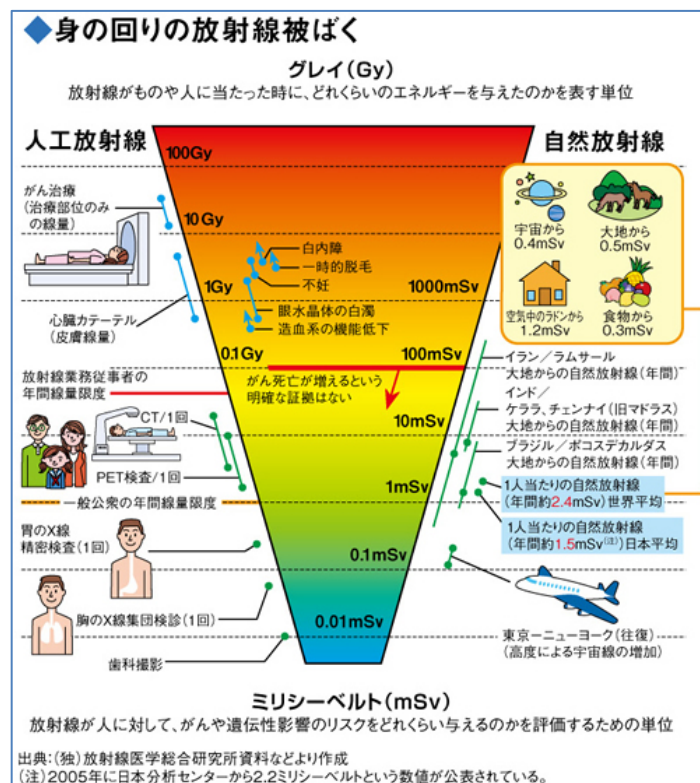
## 第2節 放射能について

### (1)放射能の基礎知識

福島第一原発から放出された物質には、主にヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 などが報じられていますが、これらは、『放射線』を出すので『放射性物質』といいます。この放射線を出す能力のことを『放射能』といいます。新聞やテレビなどでは、『放射線』と『放射性物質』をまとめて『放射能』と呼ぶことが多いようです。

放射線には、 $\alpha$ 線、 $\beta$ 線、 $\gamma$ 線などがあり、こうした放射線を外から浴びることを外部被ばくといい、呼吸や食事、水などを通して放射性物質が体内に入り、体内から被ばくすることを内部被ばくといいます。

放射性物質に関する単位でよく出てくるものに Bq (ベクレル)・Sv (シーベルト)・Gy (グレイ) がありますが、Bq は、食品や水、土壌の中にどれだけ放射性物質が含まれているかを表します (1Bq は 1 秒間に 1 回放射線を出す能力)。Sv は放射線が人体にどれだけ影響を及ぼすかを表します。Gy は放射線により物質や人体の組織にどれだけのエネルギーが吸収されたかを表します (1Gy は、1 キログラム当たり 1 ジュール (J) のエネルギーの吸収があった時の線量)。



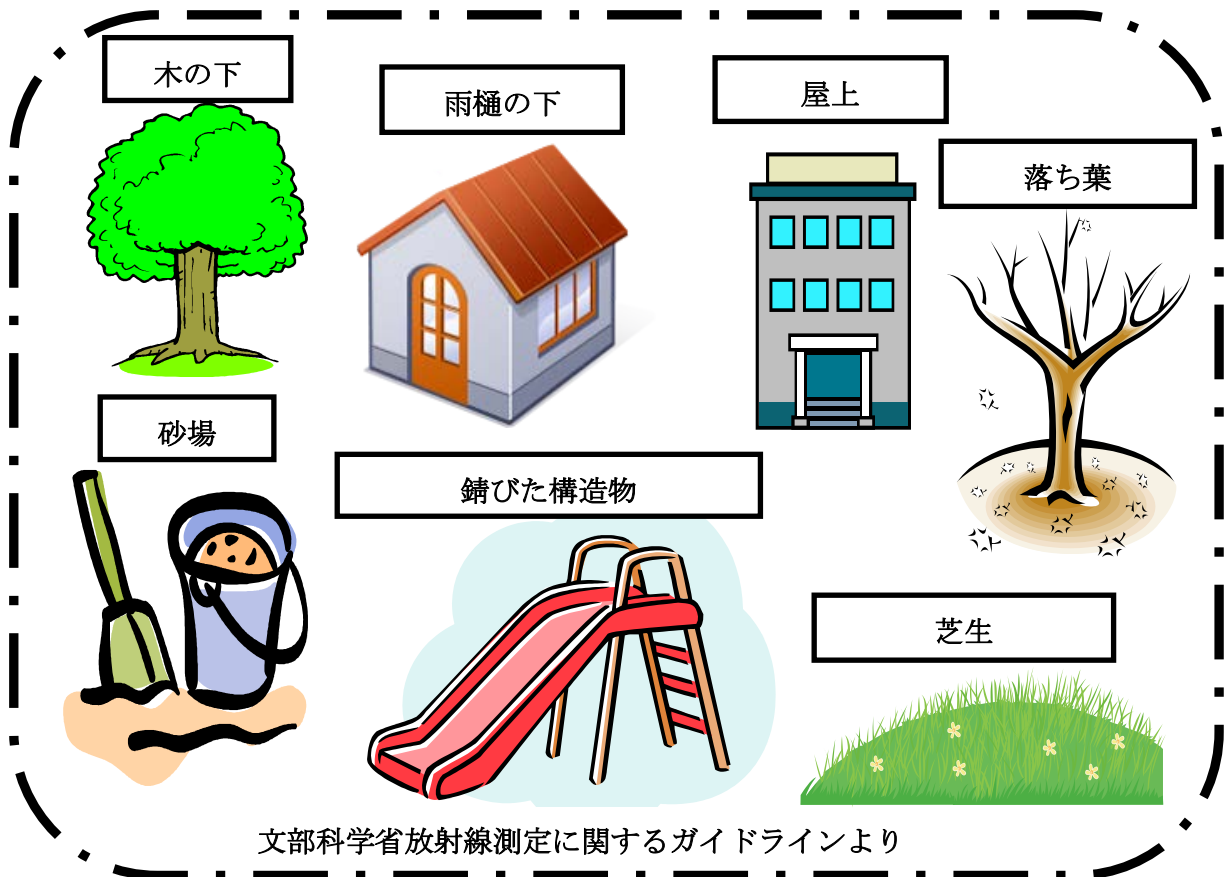
## (2)外部被ばくについて

身の回りの放射線にいくつかの種類があります。放射線の被ばくで問題になるのは主に $\alpha$ (アルファ)線、 $\beta$ (ベータ)線、 $\gamma$ (ガンマ)線の3種です。

例えば、セシウム137は $\beta$ 線を放出し、バリウム137に変化し、このバリウム137が $\gamma$ 線を放出します。 $\gamma$ 線は飛距離が長く、しかも身体を貫通します。それが微量であれば身体は一切痛みを感じませんし、血も出ませんが、私たちの身体の中にあるDNAを傷つける場合があります。そして傷ついたDNAがそのまま複製されがんになることがあるのです。子どもや胎児は、被ばくによる影響が大人よりも大きいと言われるのは、細胞分裂が大人よりも盛んに行われているからで、このときに被ばくするとより影響が大きいとされています。がんの発生には、さまざまな要因があり、DNAの損傷だけでがんになるわけではありませんが、将来のがんの原因のひとつになり得るのです。

福島第一原発から放出されたセシウム137をはじめとする放射性物質は地面や森に降り積もり、東北地方、関東地方の一部で空間放射線量(その空間で被ばくする量)が高くなる要因となっております。

### 【周辺よりも放射線量が高くなる可能性があるポイント】



### (3)内部被ばくについて

水や食べ物、あるいは呼吸を通じて体内に入り込んだ放射性物質により被ばくすることを内部被ばくといいます。

内部被ばくが、外部被ばくよりも影響が大きいとされるのは、外部被ばくでは主に飛距離の長い $\gamma$ 線が問題になるのに対し、内部被ばくでは $\alpha$ 線や $\beta$ 線による被ばくも考慮に入れなくてはならないからです。

体内に取り込まれた放射性物質は、さまざまな臓器や筋肉、骨などに蓄積し、代謝作用で体外に排出されるまで、体内で放射線を出し続けます。

放射性物質にはヨウ素131やセシウム134、137のように $\beta$ 線と $\gamma$ 線を出すもの、そのほかにも $\alpha$ 線と $\beta$ 線を出す放射性物質があります。いずれも、細胞に損傷を与える可能性があります。特に $\alpha$ 線は、 $\beta$ 線や $\gamma$ 線の20倍の影響があるとされています。

また、放射線の強さは距離の2乗に反比例します。つまり、距離が離れればその分強さも減少しますが、内部被ばくの場合距離はほとんどゼロになるため、細胞に与えるダメージは大きくなります。

ヨウ素131は甲状腺に蓄積し甲状腺がんや甲状腺異常を引き起こします。セシウム137は筋肉をはじめ各種臓器、全身に蓄積し、白血病などの原因になります。また、排泄される場合に膀胱に一時的に貯まるため、膀胱がんや膀胱の異常をもたらす可能性も指摘されています。

放射性物質は、代謝によりいずれ体外に排出されますが、体内のセシウム137の半分が体外に排出されるまでの日数(生物学的半減期)は、1歳以下で9日、9歳以下で38日、30歳以下で70日、50歳以下で90日といわれています。

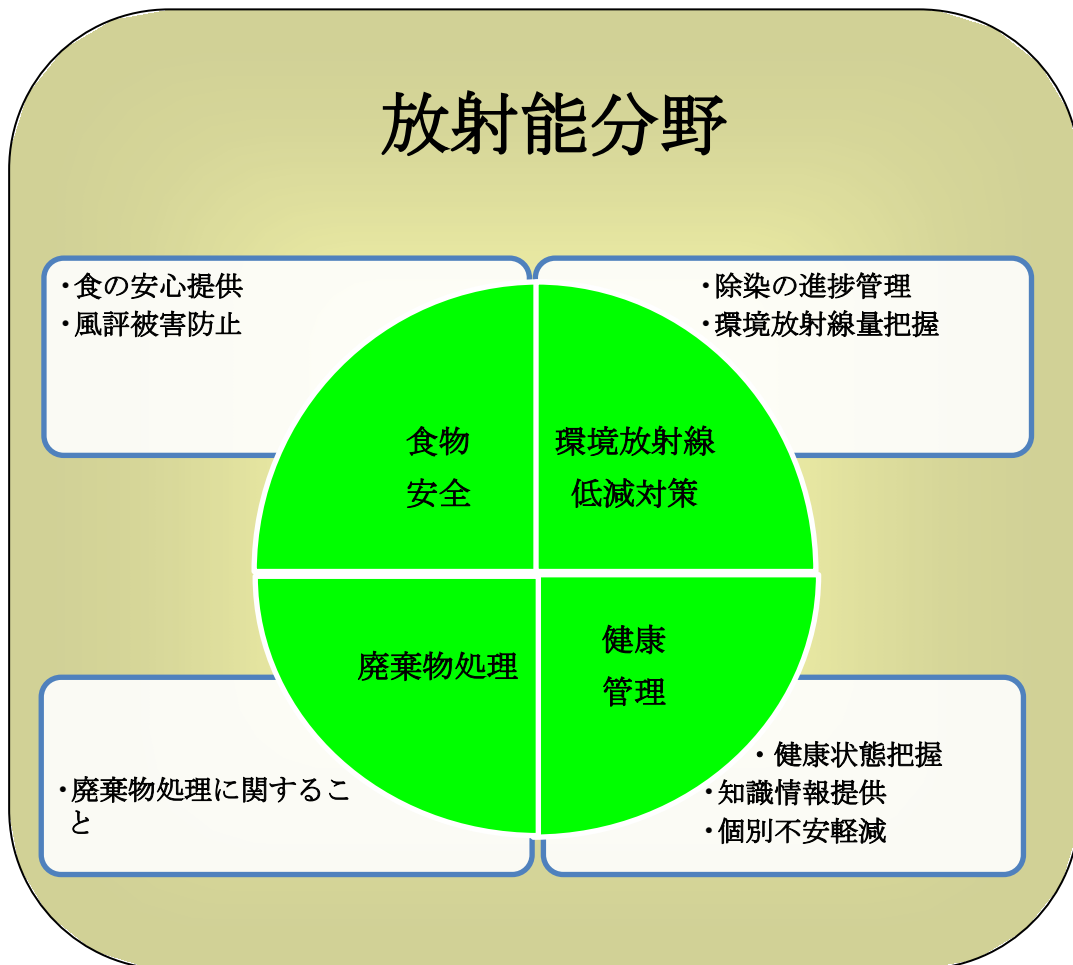
### 第3節 総合計画の構成

この計画は、放射能対策に関する「基本計画」「個別実施計画」の構成になっています。

第1章「基本計画」は、放射能という分野において、どのようなまちを目指し、その姿を示すとともに、これを実現するために、どのように取り組むべきかについての、基本的な方針を定めたものです。

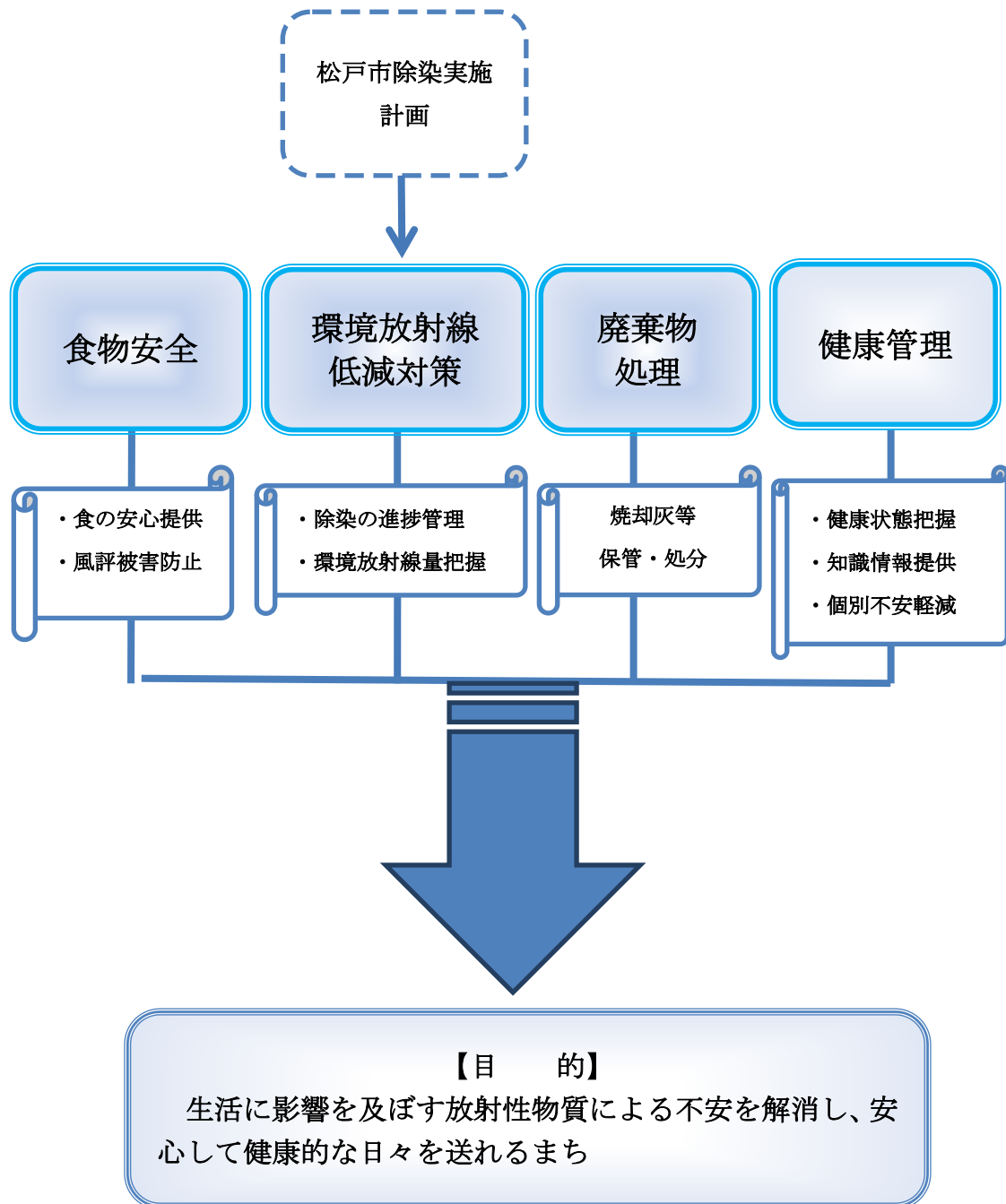
第2章「個別実施計画」は、第1章第2節「めざすまちの姿」に掲げたまちづくりを実現するために市が実施する基本的な手段などを、「食物安全」「環境放射線低減対策」「廃棄物処理」「健康管理」の4部門に分類して示したものです。

【松戸市放射能総合計画における分野別構成イメージ】





## 第4節 総合計画の全体像



## 第5節 放射能対策に係る現状と取組み

平成23年

- 3月11日 発災 (14:46)  
警戒本部設置 (14:55)
- 3月12日 福島第一原子力発電所 1号機 水素爆発 (15:36)
- 3月14日 松戸市東北地方太平洋沖地震対策本部設置 (8:30)  
福島第一原子力発電所 3号機 水素爆発 (11:01)
- 3月21日 関東地方に降雨
- 3月22日 金町浄水場から 210Bq/kg、北千葉浄水場から 336Bq/kg の放射性物質を検出
- 3月24日～28日 本庁、運動公園、小金浄水場、常盤平浄水場、各支所にて乳児用の飲料水（市営水道の深井戸水）を配布
- 4月20日 松戸市東北地方太平洋沖地震対策本部 節電部会設置
- 5月12日 松戸産ほうれん草等放射能物質測定実施（県実施）
- 5月13日 松戸市東北地方太平洋沖地震対策本部 放射能部会設置
- 5月23日 金ヶ作終末処理場の汚泥放射性物質測定実施
- 5月23日～ 公園等の放射線量測定の実施
- 5月30日～ 市立保育所所庭の放射線量測定の実施
- 6月 2日～ 市立学校プールの放射能測定実施
- 6月 6日～ 市立学校校庭の放射線量測定実施
- 6月 8日 東葛地区放射線量対策協議会設置
- 6月15日～ 幼稚園園庭の放射線量測定実施
- 6月20日～ 屋外市営プールの放射能測定実施
- 6月27日 東京都江戸川清掃工場で飛灰より 9,740Bq/kg の放射性物質を検出
- 6月29日 東葛6市合同で国に対し緊急要望書提出  
（福島県以外の学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準値の早期設定を求める緊急要望2項目）
- 7月04日 クリーンセンターの検体（灰）を採取  
和名ヶ谷クリーンセンターの検体（灰）を採取
- 7月11日 クリーンセンターの飛灰から 47,400Bq/kg、和名ヶ谷クリーンセンターの飛灰から 10,500Bq/kg の放射性物質を検出
- 7月13日～ 事業系剪定枝を日暮最終処分場へ一時保管
- 7月14日～ クリーンセンター飛灰場外搬出停止
- 7月25日 松戸市における放射線問題への対応について（方針）を発表
- 8月18日～ 松戸産新米の放射性物質測定実施（千葉県による測定）
- 8月22日～ 一般家庭の剪定枝を分別収集開始
- 8月25日 放射線講演会を開催（市民劇場）

- 8月26日 東葛6市合同で東京電力に対し緊急要望書提出  
(放射線量測定等に関する緊急要求3項目)
- 8月30日 「放射線被ばく線量低減のための松戸市としての指標値」を  
毎時0.3 $\mu$ Svとすることを発表
- 8月31日 東葛6市合同で東京電力株式会社に対し焼却灰要望書提出  
(焼却灰の処理等に関する緊急要望3項目)  
東葛6市合同で千葉県知事に対し焼却灰要望書提出  
(放射性物質を含む焼却灰の最終処分の一時的保管場所の緊急  
要望3項目)
- 9月 1日 松戸市放射能対策協議会設置
- 9月28日 東京電力に対し提出した緊急要望書の回答あり
- 9月30日 松戸市東北地方太平洋沖地震対策本部解散
- 10月11日 農林水産省の補助を受け放射性物質検査機器1台を購入  
即日市内産 梨、さつま芋、枝豆の測定開始
- 10月17日 保育所給食食材の放射性物質測定開始
- 10月18日 学校給食食材の放射性物質測定開始
- 11月10日 各小学校通学路の放射線測定開始(～11月25日まで)
- 11月18日～ 分別収集していた剪定枝をクリーンセンターで試験的に焼却
- 11月19日 放射能食品対策講演会開催(市民劇場)
- 12月 1日 環境計画課内に放射線担当を組織
- 12月 5日 放射線測定器の一般貸出、私有地測定の受付開始
- 12月 6日 放射線測定器の一般貸出、私有地測定を開始  
平成23年8月30日に発表した「放射線被ばく線量低減の  
ための松戸市としての指標値」を毎時0.3 $\mu$ Svから毎時0.23  
 $\mu$ Svに変更
- 12月28日 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染重点調査地域に  
指定

#### 平成24年

- 1月 1日 放射性物質汚染対処特別措置法施行  
環境計画課内に放射線対策室を設置
- 2月 8日～22日 松戸市除染実施計画(案)意見募集を実施
- 2月17日 千葉県9市合同で国に対し緊急要望書提出  
(放射性物質汚染対処特別措置法に基づく市町村等の除染実  
施に対する国費による措置に関する緊急要望10項目)
- 3月 1日 松戸市除染実施計画(案)を環境省へ提出
- 3月28日 松戸市除染実施計画策定

<測定の日付は採取した日若しくは、現地での測定日を記載。>

# 第1章 基本計画

第1節 総合計画の目的

第2節 めざすまちの姿

第3節 総合計画の全体期間

## 第1節 総合計画の目的

松戸市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の被災に伴い、放射性物質が大量漏えいするという甚大な災害が発生しました。これにより福島県を中心に各地へ放射性物質が拡散し、その飛散により、さまざまなところ（山・海・川など）の汚染が懸念されています。その中で、本市に限らず飛散した放射性物質によって、私たちの生活に影響を及ぼす不安を解消し、安心して健康的な日々を送れるように、今後の本市のあるべき姿を「めざすまちの姿」として掲げ、これを達成するための施策の方向性を示すものとして、「基本計画」を策定します。

また、「基本計画」の方向性を受けて「個別実施計画」をまとめ、計画的に放射能対策関連事業を展開していきます。

## 第2節 めざすまちの姿

松戸市放射能対策総合計画では、放射能対策という観点から、めざすまちの姿を「安心して健康的な日々を送れるまち」とします。

めざすまちの姿の実現に向けて、ここに掲げられた4つのテーマに関する「個別実施計画」を推進していきます。

### テーマ

1

・食物の安全をまもる

2

・放射線量を低減（除染）する

3

・廃棄物処理に関する問題を解消する

4

・健康を管理する

・安心して健康的な日々を送れるまち

#### 【安心して健康的な日々を送れるまちとは？】

放射能の不安が解消され、とりわけ、子どもたちが、安全な食べ物を摂取し、安全に外で遊び、健康的に過ごすことをイメージしています。

## 第3節 総合計画の全体期間

松戸市放射能対策総合計画は、「基本計画」「個別実施計画」により構成します。

「基本計画」は、総合計画全体の目的実現のために必要な施策の方向を体系的に整理しています。

松戸市放射能対策総合計画の全体期間は、めざすまちの姿である“安心して健康的な日々を送れるまち”を達成できるまでとし、その中で「個別実施計画」に掲げる、基本計画に基づく4つの放射能分野区分において計画期間を定め、めざすまちの姿を実現するために迅速に対応します。

〔第1版〕では、早急に取り組まなければならない対策期間として、「個別実施計画」の平成24年4月から平成27年3月までの3年間とします。その後、各「個別実施計画」ごとの進捗状況に応じて見直しを図り、めざすまちの姿が実現されるまで対策を継続的に講じていきます。

## 第2章 個別実施計画

第1節 食物安全に関する計画

第2節 環境放射線低減対策に関する計画

第3節 廃棄物処理部門計画

第4節 健康管理に関する計画



# 第1節 食物安全に関する計画

## (1)方針

農産物、給食、水道水の放射性物質濃度を把握し、その結果を市民に提供することにより、市民の安心・安全を確保するとともに、食物に対する不安軽減を図り、農産物等に関する風評被害の防止に努めてまいります。

## (2)目標

農産物、給食、水道水の放射性物質濃度を明らかにし、食の安全を確保します。

## (3)個別実施計画期間

平成24年4月から平成26年3月までの2年間とし、2年ごとに見直します。

## (4)具体策

### ① 農産物

- ・放射性物質測定計画に基づき、市内で生産された農産物の放射性物質検査を行います。
- ・農家持込みによる販売農産物の放射性物質検査を行います。
- ・市民持込みによる市民農園・家庭菜園等の自家栽培農産物の放射性物質検査を行います。

### ② 保育所、小中学校等の給食

- ・使用予定の主な食材の産地の公表を行います。
- ・使用予定の主な食材の放射性物質検査を行います。
- ・給食提供後に1食分の「給食まるごと放射性物質検査」を行います。

### ③ 水道水

- ・市営水道は、原水（地下水）と浄水の放射性物質検査を行います。
- ・北千葉広域水道企業団及び千葉県営水道は、原水（河川水）と浄水の放射性物質検査を行います。

④ その他

- ・農用地土壌の放射性物質検査を行います。
- ・必要に応じて、農地の放射性物質の低減策を行います。
- ・農産物、給食、水道水、農用地土壌の検査結果等を、市のホームページ等で公表します。

(5)その他

- ・食品中の放射性セシウムの基準値（平成24年4月～）

飲料水	10 Bq/kg
牛乳、乳児用食品	50 Bq/kg
一般食品	100 Bq/kg

- ・国の基準等に見直しがあった場合は、随時見直しを図ります。

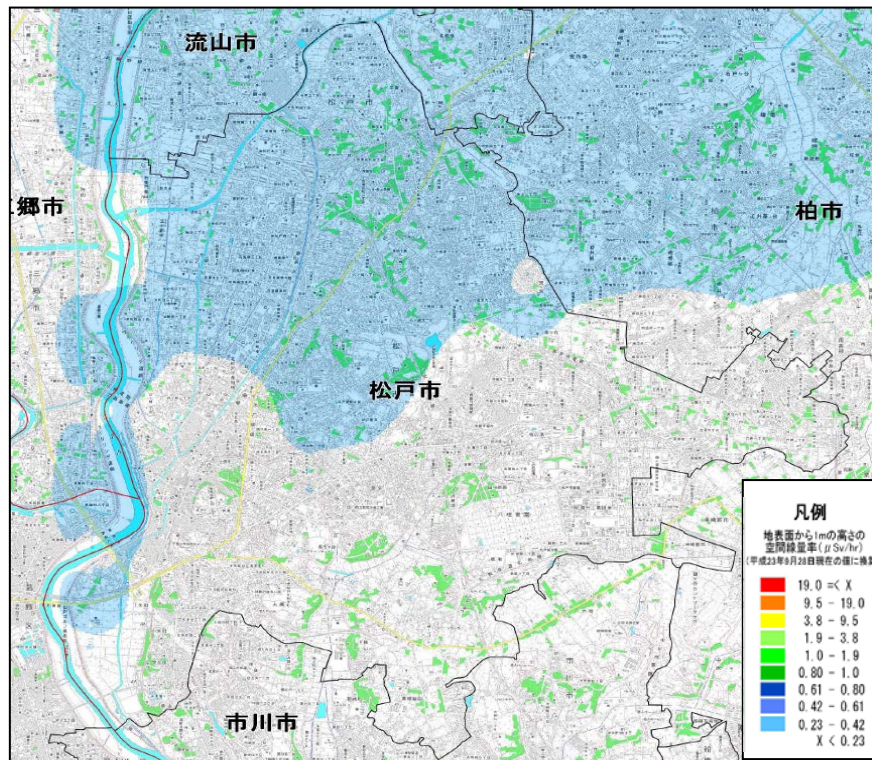
## 第2節 環境放射線低減対策に関する計画

### (1)方針

松戸市は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れにより汚染されている状況があったため、平成23年5月23日から他市に先駆け、とりわけ放射線の影響を受けやすい子どもの生活空間（保育所、学校、公園等）の空間放射線量の測定を開始し、その後、本市独自の「放射線被ばく線量低減のための松戸市としての指標」を策定し、様々な被ばく線量低減対策を行っています。平成24年1月1日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「特別措置法」という。）が完全施行されたことを受け、同法に基づき施設利用の形態に応じて段階的な除染により一層取り組むとともに、これまでに本市が掲げた、子どもたちの健康の維持と安全・安心を最優先とした考え方を継続し、最終的な除染目標については、主な生活空間の平均的な空間放射線量が毎時  $0.23 \mu\text{Sv}$  (マイクロシーベルト)未滿になることを目指します。

なお、除染の効果、進捗を踏まえ、「松戸市除染実施計画」の内容、期間等は適宜見直しを行います。

#### ◆空間放射線量マップ



※ 文部科学省航空機モニタリング

## (2)目標

### (1) 全体目標

計画全体の期間は、平成 23 年 5 月より平成 27 年 3 月末を目標とし、主な生活空間における平均的な空間放射線量を、地表面から 100cm の高さ（幼児・低学年児童等の生活空間を配慮し、小学生以下の子どもが多く利用する場所については、地表面から 50cm の高さ）で毎時 0.23  $\mu$  Sv(マイクロシーベルト)未満になることを目標とします。

### (2) 市の独自目標

#### ①子ども関係施設及び学校施設（小学校）について

子どもに配慮して、市内全域の子ども関係施設及び学校施設（小学校）について、平均的な空間放射線量だけを指標とするのではなく、敷地内全ての空間放射線量が地表面から 50cm の高さで毎時 0.23  $\mu$  Sv(マイクロシーベルト)未満になることを、本市独自の目標とします。

#### ②子どものいる住宅について

子ども関係施設及び学校施設（小学校）と同じ考えに基づき、市内全域の子どものいる住宅について、地表面から 50cm の高さで毎時 0.23  $\mu$  Sv(マイクロシーベルト)未満になることを本市独自の目標とします。

#### ③砂場について

砂場は空間ではなく砂に直接ふれる所であり、より地面に近い高さでの測定が必要であるため、市内全域の砂場について、地表面から 5cm の高さで毎時 0.23  $\mu$  Sv(マイクロシーベルト)未満になることを、本市独自の目標とします。

また、子ども関係施設及び学校施設において除染等の措置に取り組むにあたり、自然要因等による空間放射線量を継続的に監視し、基準を超えた場合は、原則として本市が繰り返し除染を行います。

なお、本市では既に除染作業を実施している子ども関係施設、学校施設があり、個別実施計画期間については、表の通りとします。

(3)個別実施計画期間

番号	対象施設	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
1	子ども関係施設 (保育所(園)、幼稚園、公園、放課後児童クラブ、こどもの遊び場、スポーツ施設) 学校施設(小学校)	詳細測定・ 除染の実施 (H24年8月末目標)			
2	学校施設 (中学校、高等学校(※))	詳細測定・ 除染の実施 (H24年8月末目標)			
3	子どものいる住宅		詳細測定・ 除染の実施 (H25年3月末目標)		
4	上記以外の市有施設 (市庁舎、支所、市民センター、図書館等)		詳細測定・ 除染の実施 (H25年3月末を 努力目標)	☆進捗状況により、 適宜見直しを図ります。	
5	1～4以外(※)		詳細測定・ 除染の実施 (H25年3月末を 努力目標)		

※国、県、独立行政法人及び国立大学法人の各所有施設における具体的に除染する場所や除染の方法等は、各実施主体と協議の上、判断します。

◆ 調査測定等をする場合の測定する高さについて

調査測定や除染を行う際に、空間放射線量を評価する高さの基準については、以下のとおりです。

☆測定高基準

対象施設	高さ	備考
子ども関係施設 保育所（園）、幼稚園、公園（樹林地等を除く）、放 課後児童クラブ、こどもの遊び場、スポーツ施設 学校施設（小学校） 子どものいる住宅（※1）	地表面から 50cm	砂場のみ地表 面から 5cm （※2）
上記以外	地表面から 100cm	

※1 子どものいる住宅については、子ども関係施設及び学校施設（小学校）と同じ考えに基づき、本市の基準として 50cm とします。

※2 砂場については、空間ではなく砂に直接接触れる所であり、より地面に近い高さでの測定が必要であるため、本市の基準として 5cm とします。

## ◆除染計画の対象となる区域

松戸市除染実施計画の対象となる範囲は、本市全域とします。

ただし、除染対象とする区域及び場所は、平成23年9月29日に文部科学省より発表された航空機モニタリング調査結果により地表面から1メートルの高さで毎時0.23 $\mu$ Sv(マイクロシーベルト)以上の大字毎に設定した除染実施区域及び、それ以外の区域で市が平成23年5月25日から平成23年11月15日までに実施した調査測定の結果、その区域の平均的な空間放射線量が毎時0.23 $\mu$ Sv(マイクロシーベルト)以上となり、除染実施区域に設定された地域や施設、並びに、平均的な空間放射線量は0.23 $\mu$ Sv(マイクロシーベルト)未満だが、市独自に除染が必要と判断する子どもが長時間生活する場所とします。

### ☆除染実施区域一覧

(単位:  $\mu$ Sv/h)

字	地域	平均空間線量	空間線量の範囲	除染実施区域
松戸	松戸	0.283	0.188～0.448	○
小山	小山	0.248	0.146～0.292	○
吉井町	吉井町他4字	0.289	0.228～0.340	○
竹ヶ花				
本町				
小根本				
根本				
二十世紀が丘柿の木町	二十世紀が丘柿の木町他6字	0.264	0.195～0.360	○
二十世紀が丘萩町				
二十世紀が丘美野里町				
二十世紀が丘中松町				
二十世紀が丘丸山町				
二十世紀が丘戸山町				
二十世紀が丘梨元町				
上矢切	上矢切他1字	0.278	0.246～0.309	○
中矢切				
下矢切	下矢切他1字	0.235	0.190～0.287	○
栗山				
三矢小台	三矢小台	0.254	0.156～0.319	○
上本郷	上本郷	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
北松戸	北松戸	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
緑ヶ丘	緑ヶ丘他3字	0.295	0.198～0.408	○
南花島				
胡録台				
野菊野				

(単位:  $\mu$  Sv/h)

字	地域	平均空間線量	空間線量の範囲	除染実施区域
松戸新田	松戸新田	0.234	0.122～0.314	○
仲井町	仲井町	0.252	0.158～0.353	○
稔台	稔台	0.275	0.230～0.325	○
岩瀬	岩瀬	0.278	0.186～0.457	○
樋野口	樋野口	0.312	0.266～0.353	○
古ヶ崎	古ヶ崎	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
栄町	栄町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
栄町西	栄町西	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
紙敷	紙敷他1字	0.251	0.199～0.296	○
串崎南町				
和名ヶ谷	和名ヶ谷	0.245	0.204～0.280	○
大橋	大橋	0.267	0.233～0.318	○
秋山	秋山	0.216	0.141～0.277	
高塚新田	高塚新田	0.201	0.116～0.253	
河原塚	河原塚	0.224	0.162～0.274	
田中新田	田中新田	0.172	0.125～0.207	
馬橋	馬橋	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
中根	中根	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
新作	新作	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
三ヶ月	三ヶ月	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
幸谷	幸谷	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
七右衛門新田	七右衛門新田	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
主水新田	主水新田	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
中根長津町	中根長津町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
西馬橋蔵元町	西馬橋蔵元町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
西馬橋幸町	西馬橋幸町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
西馬橋広手町	西馬橋広手町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
西馬橋相川町	西馬橋相川町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
旭町	旭町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
西馬橋	西馬橋	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
常盤平	常盤平	0.265	0.120～0.361	○
常盤平西窪町	常盤平西窪町他4字	0.231	0.128～0.300	○
常盤平双葉町				
常盤平柳町				
常盤平陣屋前				
常盤平松葉町				
金ヶ作	金ヶ作	0.272	0.193～0.384	○
日暮	日暮	0.258	0.140～0.312	○
千駄堀	千駄堀	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
中和倉	中和倉	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
栗ヶ沢	栗ヶ沢	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
小金原	小金原	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
牧の原	牧の原	0.236	0.180～0.298	○



(単位:  $\mu$  Sv/h)

字	地域	平均空間線量	空間線量の範囲	除染実施区域
八ヶ崎緑町	八ヶ崎緑町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
八ヶ崎	八ヶ崎	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
松飛台	松飛台他2字	0.211	0.157～0.270	
五香六実				
串崎新田				
六高台	六高台他3字	0.260	0.196～0.309	○
六高台西				
高柳新田				
高柳				
六実	六実	0.211	0.152～0.244	
五香	五香他1字	0.221	0.179～0.258	
五香南				
五香西	五香西	0.209	0.068～0.266	
小金	小金	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
小金清志町	小金清志町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
小金きよしヶ丘	小金きよしヶ丘	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
小金上総町	小金上総町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
二ツ木	二ツ木	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
大谷口	大谷口	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
平賀	平賀	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
殿平賀	殿平賀	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
東平賀	東平賀	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
久保平賀	久保平賀	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
根木内	根木内	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
横須賀	横須賀	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
中金杉	中金杉	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
新松戸南	新松戸南	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
新松戸北	新松戸北	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
幸田	幸田	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
大金平	大金平	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
新松戸	新松戸	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
新松戸東	新松戸東	※航空機モニタリングにより0.23以上		○

◆施設単位で設定する除染実施区域について

除染実施区域とならなかった地域内で、地表面から 50cm（中学校については 100cm）の高さで毎時 0.23  $\mu$  Sv(マイクロシーベルト)以上である以下の子ども関係施設等については、施設単位で除染実施区域に設定する。なお、市の独自目標にあるとおり、市内全域の子ども関係施設等について、除染実施区域の設定に関わらず、除染を進めてまいります。

(単位：  $\mu$  Sv/h)

施設名	測定日	測定地点数	空間線量
六実第二小	1/16	5	0.244
秋山公園	3/15	5	0.242
初富飛地緑地	10/31	4	0.264
***中学校	1/23	5	0.241
五香西町こどもの遊び場	3/8	5	0.233
梨香台スポーツ広場	2/2	6	0.282

※上記表には、民間施設も含んでいるため、一部の施設名を明記しておりません。

◆除染等の措置等の実施主体及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染等の措置は、次の施設区分により実施主体を以下のとおりとします。ただし、地域の実情に合わせ、所有者や町会・自治会等の団体の協力を得ながら除染を実施していきます。

◆除染実施主体一覧

施設区分	実施主体（協力者）
公立学校・市立保育所、公園、公共施設 （市・県・国所有施設）	市・県・国のそれぞれの管理者
私立学校、私立幼稚園、民間保育園	市（施設管理者）※
国有地・地方公共団体（都道府県及び本市以外の市町村）が管理する土地	国・地方公共団体（都道府県及び本市以外の市町村）それぞれの管理者
独立行政法人	独立行政法人
国立大学法人	国立大学法人
民有地（民家、商業施設、工場等）	市（所有者）
民有地（農地）	市

※平成 23 年度のみ、実施主体は「市又は施設管理者」

なお、除染実施にあたっての優先順位については、これまでに本市が掲げた子どもたちの健康と安全・安心を最優先とした考え方に基づき主に子ども関連の施設を優先します。

子ども関連の施設以外については、空間放射線量の高い地域（毎時  $0.23 \mu\text{Sv}$  超）に重点を置きながら、以下の事項を総合的に考慮し、優先順位を設定します。

- ・ 子どもの生活環境の有無
- ・ 利用者の多い施設の有無
- ・ 空間線量率の高低
- ・ 住宅地や人の集まる地区など

#### (4)具体策

##### ◆除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

○除染等の措置について

除染計画の対象区域内では、「除染関係ガイドライン（平成 23 年 12 月 第 1 版）（以下、除染関係ガイドラインという。）」に従い、次の除染対象施設ごとに応じた除染を行います。また、除染にあたっては、作業前に当該敷地内の空間放射線量の測定を行い、放射線マップを作成し除染範囲・作業内容を選定した上で、必要な措置を行います。また、事前測定の結果、施設の状態によっては、作業自体の実施・不実施、作業内容が異なります。

なお、作業後においては、同一位置で空間線量を測定し、除染の効果を確認します。

##### △除染作業一覧

対象施設	除染作業内容
学校、保育所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄</li> <li>●校庭、園庭等の表土の除去と客土、土壌の天地返し、圧密による現状回復</li> <li>●玄関等舗装部分の清掃、ブラシ洗浄</li> <li>●側溝、排水桝、雨どい等の清掃、洗浄、汚泥の除去、</li> <li>●落葉の除去、除草、枝葉の剪定</li> </ul>
公園（樹林地等を除く）、こどもの遊び場 スポーツ施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄</li> <li>●表土の除去と客土、土壌の天地返し、圧密による現状回復</li> <li>●舗装部分の清掃、ブラシ洗浄</li> <li>●側溝、排水桝、雨どい等の清掃、洗浄、汚泥の除去、</li> <li>●落葉の除去、除草、枝葉の剪定、幹の洗浄</li> <li>●芝生の深刈り</li> <li>●芝生等の張替え</li> <li>○池の汚泥除去</li> </ul>
公共施設、商業施設、 工場、集合住宅等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玄関や駐車場、屋上、壁面の清掃、拭取り</li> <li>●側溝等の清掃、汚泥の除去</li> <li>●側溝、排水桝、雨どい等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>●落葉の除去、除草、枝葉の剪定</li> </ul>

	○表土の除去と客土、土壌の天地返し、圧密による原状回復
戸建住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>●壁面の清掃、拭取り</li> <li>●雨どい、側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>●除草、落葉の除去、枝葉の剪定</li> <li>○表土の除去と客土、土壌の天地返し</li> <li>○舗装部分の清掃、ブラシ洗浄、高圧洗浄</li> </ul>
農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水路の清掃、汚泥の除去</li> <li>●反転耕、深耕・土面の踏圧、砕土、均平化</li> <li>●除草</li> <li>○落葉等の除去</li> <li>○古くなった樹皮の削り取り</li> </ul>

○印は、市独自項目

なお、表にない施設及び作業内容については、国と協議の上、決定する。

○除染等の措置にあたっての留意点

除染等の措置について、以下の点に特に留意し、進めてまいります。

- (1) 飛散・流出防止や悪臭・騒音・振動の防止等の措置をとり、除去土壌等の量の記録をする等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置をとるものとします。
- (2) 除染によって空間放射線量を効果的に低減させるためには、空間放射線量への寄与の大きい比較的高い濃度で汚染された場所を詳細測定により特定するとともに、汚染の特徴に応じた適切な方法で除染します。
- (3) 除去土壌等がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分すること、また、可能な限り除去土壌と廃棄物（落葉等の除去物）も区分します。
- (4) 除染によって発生する除去土壌等を少なくするよう努めます。特に、表土の削り取り等による除染を行う場合、重機の使用が可能であれば、放射性セシウムを含む上層の土と、放射性セシウムを含まない下層の土を入れ替えることによる土地表面を被覆する方法によって、除去土壌等が発生しないように努めます。

### ◆土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

本市は、子どもたちの健康の維持と安全・安心の確保を最優先として、除染実施の計画期間は以下の期間を設定し、取り組めます。個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。

なお、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は除染の計画、スケジュールを見直します。

#### △除染実施期間

No.	対象施設	開始時期	目標
1	公立学校（大学除く）・保育所（園）・幼稚園等	平成 23 年 7 月	平成 24 年 8 月末日
2	スポーツ施設・公園等	平成 23 年 12 月	平成 24 年 8 月末日
3	子どものいる住宅	平成 24 年 4 月	平成 25 年 3 月末
4	その他市有施設	平成 24 年 4 月	平成 25 年 3 月末 【努力目標】
5	1～4 以外（※）	平成 24 年 3 月	平成 25 年 3 月末 【努力目標】

※国、県、独立行政法人及び国立大学法人の各所有施設における具体的に除染する場所や除染の方法等は、各実施主体と協議の上、判断します。

## (5)その他

### ◆除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び管理に関する事項

#### ○方針

除染に伴い発生する土壌等については、原則として除染関係ガイドラインに沿って除染対象敷地（施設）内において適切に管理（埋設保管等）とすることを基本とします。

なお、除染に伴い発生した汚染土壌等や指定廃棄物に該当する除去物について、除染対象敷地が狭所や周囲が舗装などで埋設できる場所がないなど明らかに現場保管が困難と市が判断した場合は、今後市が確保する一時仮置場、仮置場に搬入することとします。

※除染に伴い発生した廃棄物について、廃棄物の汚染状態が8,000Bq/kgを超えるものは、特別措置法に基づく指定廃棄物の申請をいたします。申請により指定を受けた廃棄物は、国が処理することとなります。

#### ○仮置場設置に関する措置

除去土壌等の仮置場については、現状では確保できていない状況です。適切な場所についてはできる限り早急に設置することを目指します。

まず、一時仮置場（1年程度保管）については、平成24年3月を目途に確保を目指し、その後、仮置場（3年～5年程度保管）については、平成25年3月を目途に確保を目指します。なお、保管方法については、除染関係ガイドラインに沿って、保管することとします。

#### ○講ずべき除去土壌等の運搬の措置

除染土壌等については、現地で保管するのが基本としますが、現地外の仮置場等に運び出す際は、人の健康や生活環境に被害を及ぼさないよう注意をします。

なお、除染関係ガイドラインに沿って、作業することとし、安全対策に十分努めることとします。



## ◆費用負担について

特別措置法に基づいて実施する除染等の措置等に係る費用については、国費で行うものとします。また、それ以外の費用についても、原因者負担の原則から、東京電力株式会社等に請求いたします。

## ◆計画の管理について

### ○管理体制について

松戸市除染実施計画の推進、進捗状況の把握は、松戸市放射能対策協議会の環境放射線低減対策会議で行います。

### ○進捗状況に関する情報提供について

松戸市除染実施計画に基づく放射線量の測定結果や除染等作業の実施状況については、広報まつど、松戸市ホームページ等により、随時公表いたします。

### ○計画の見直しについて

松戸市除染実施計画は、特別措置法における基本的な考え方を踏まえ、除染の進捗状況や効果、除染方法の技術開発や国の方針等により、適宜、見直しを行っていきます。

## 第3節 廃棄物処理部門計画

ここでは、放射能問題に関して、廃棄物処理の側面で松戸市が直面している問題と、それを解決するための取り組みについて示します。

### (1)問題点

松戸市では次のような問題を抱えており、問題が解決できないと「燃やせるごみ」がクリーンセンターでは燃せなくなります。

#### ①焼却飛灰の一時保管が続いています。

市内に2箇所ある焼却施設のうち、クリーンセンターでは飛灰の放射性物質濃度が国の示す埋め立て基準（8,000Bq/kg）を超過し、埋め立てによる最終処分ができずに、場内に保管する状態が続いています。

なお、和名ヶ谷クリーンセンターの飛灰は、剪定枝を分別して燃やさないようにしている対策が功を奏し、民間引き取り基準である4,000Bq/kgをクリアし、民間最終処分場での埋め立てが可能となっています。

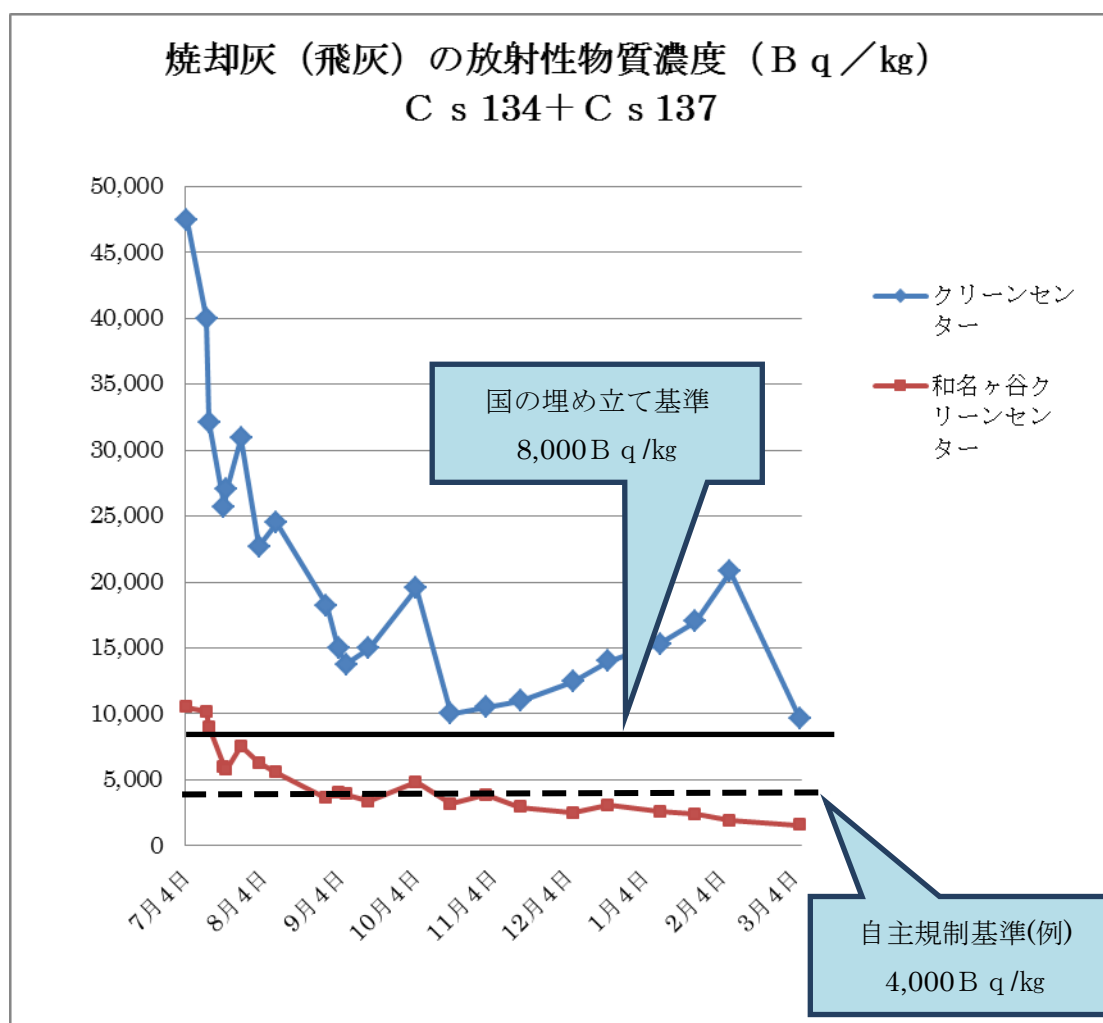
#### ●クリーンセンターでの飛灰保管量

平成24年3月21日現在 239トン（フレコンバック389袋）

#### ●保管場所

クリーンセンター搬入路下及び場内駐車場

●放射性物質濃度測定値



\*このグラフは、見やすいように検体採取日などを簡略化し表現しています。

②一時保管場所が場内では確保できなくなりつつあります。

クリーンセンターの焼却飛灰は1日、1～2トン発生します。今は、場内に一時保管していますが、これ以上の量は、場内では保管できないのが実情です。

③剪定枝等の保管場所がありません。

飛灰の放射能濃度を下げるために剪定枝等を分別していただき、清掃工場に入らないように工夫しています。そのため、日暮最終処分場で一時保管していますが、それも限界を迎えつつあります。

## (2)課題解決のための取り組み

### ①焼却飛灰の一時保管場所の確保

#### ア. 一時保管場所

焼却飛灰のクリーンセンターでの場内保管が限界を迎えつつある中、飛灰の一時保管場所を確保することが急務です。

8,000Bq/kgを超える焼却灰は、「指定廃棄物」として国が処分の責務を負いますが、国の引き取りが始まるのはいつになるかわかりません。

保管場所の確保などについて、松戸市、柏市及び流山市の3市は、平成23年7月15日に国に、また、松戸市、柏市、流山市、我孫子市及び印西地区環境整備事業組合（印西市、白井市、栄町）の4市1組合では、平成23年8月31日に千葉県と東京電力㈱に要請しました。

県からは現在、焼却灰の保管場所として「手賀沼流域下水道終末処理場」が提案されていますが、地元の合意は得られておらず、使用できるかは未定の状態です。

広域での保管場所が確保されるまでは、市内に保管する必要がありますので、現在、候補地を検討しています。

#### イ. 保管・管理方法

保管や管理は「放射性物質汚染対処特措法に基づく指定廃棄物の保管に関するガイドライン」を始め、電離則等に従って厳密に実施します。

なお、クリーンセンターの飛灰は、30,000Bq/kg未満ですが、保管に当たっては30,000Bq/kg～100,000Bq/kgに適用される基準を適用し、安全性のよりいっそうの向上を図ります。

(参考)

30,000Bq/kg～100,000Bq/kgに適用される基準（例示）

- 土嚢袋などで遮蔽しない場合 敷地境界まで20m以上
- 遮蔽した場合 敷地境界まで10m以上 など

#### ウ. 運搬について

8,000Bq/kgを超える焼却飛灰は「指定廃棄物」になります。それを運搬する場合には特別措置法で基準が示されています。仮に一時保管場所が確保された場合、クリーンセンターの飛灰は、それに従い運搬することになります。

(参考)

運搬の際の基準例示

- 飛散防止、雨水進入防止、車体表示など
- 運搬車の表面から1m離れた位置における線量当量率の最大値が毎時100  $\mu$  Svを超えないよう遮蔽すること など

## ②剪定枝や草などの保管体制の見直し

造園業の皆様や市民の皆様には、剪定枝等の分別や敷地内保管にご協力をいただき感謝しております。

いつまでも剪定枝の受け入れを拒否できるものではありませんので、可能な限りクリーンセンターで焼却を実施します。

クリーンセンターで安全に焼却するためと、和名ヶ谷クリーンセンターの飛灰の濃度を民間処分場の自主規制基準である4,000Bq/kgを以下に保つためにも、引き続き剪定枝等の分別は継続します。

現在の剪定枝等の保管場所は日暮最終処分場ですが、現在たまっている剪定枝は、24年6月を目処にクリーンセンターで焼却する予定です。

その後は、新規持ち込み分の保管はできるかぎり短期間ですむよう、調整しながらクリーンセンターで焼却する予定です。

なお、念のために、新たな剪定枝の保管場所の候補地についても検討を開始します。

## ③最終処分場関連自治体、地元住民との信頼関係の構築

松戸市では、焼却灰などはすべて市外、県外の民間最終処分場に埋め立てをお願いしています。

埋め立ては、最終処分場がある地元自治体や地元の住民の方のご理解があつて初めて可能となることです。

放射能問題を契機に、本市と最終処分場地元自治体との交流を盛んにし、排出元としての信頼を更に高めるよう、施策を展開します。

(参考案)

- パイロット店舗の展開
- イベント時の交流 など

#### ④保管場所周辺自治会等との信頼関係の構築

県、国の保管場所の提供については、先が読めない状況です。

飛灰だけでなく、除染に伴う廃棄物等の保管場所を市内で一時的に確保することは緊急の課題となります。

市では保管場所の候補地を検討し、候補地の地元の皆様と協議を始めますので、積極的にご意見等をお寄せいただき、一時保管場所としての使用にご理解いただければと思います。

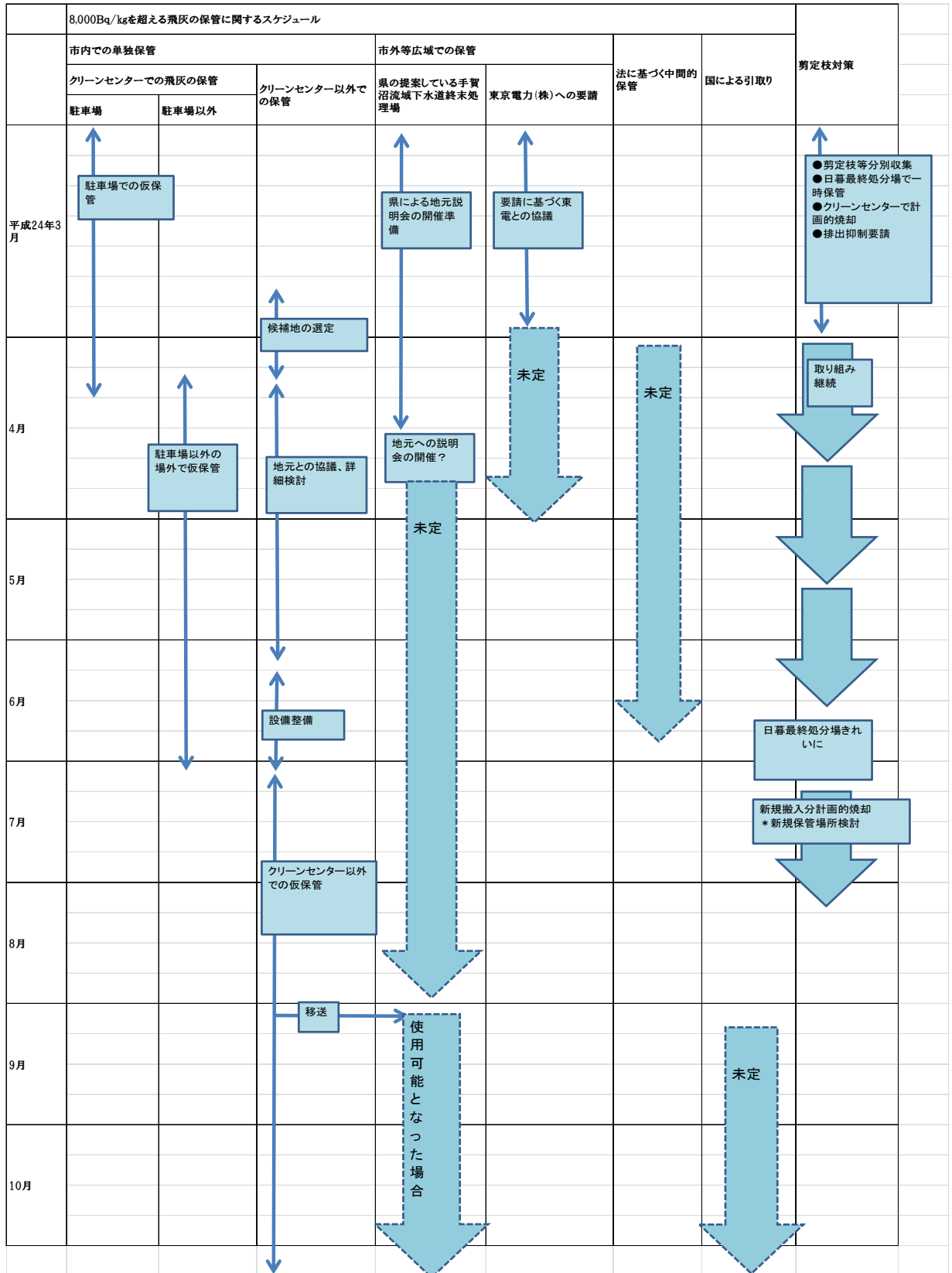
保管場所の周辺の皆さんとは確定作業中はもとより、保管開始後も綿密な情報交換体制を構築し、信頼関係を構築したいと考えています。

#### ⑤国、県への働きかけ

指定廃棄物としての焼却灰について、次のような要望や要求を継続して国、県にいたします。

- 指定廃棄物の早期引取りと引き取り時期の明確化
- 引取りまでの保管場所の確保
- 民間最終処分場が 8,000Bq/kg以下の焼却灰の引取りの再開を誘導する施策の展開
- 放射能対策に要したすべての費用の補助、補償
- 飛灰等の放射能低減策の研究

### (3)23 年度末時点で想定されるスケジュール



## 第4節 健康管理に関する計画

### (1)方針

市民、特に子どもたちの健康全般をフォローすることにより、放射線による健康への影響に対する不安を軽減させ、松戸市で安心して健康的な生活を送ることができるようにします。

### (2)目標

健康不安を軽減します。

### (3)個別実施計画期間

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①健康状態の把握				
②知識・情報の提供				
③個別不安の軽減				



## **(4)具体策**

### **①健康状態の把握**

#### **【目的】**

これからの松戸市を担っていく子どもたちの健康への影響が心配されていますが、放射線による影響の評価が難しい状況においては、健康状態を把握することが重要です。

そこで、既存の健康診査を活用して、心身の発育・発達を確認し、疾病の早期発見および生活習慣形成の援助に努めるとともに子育て支援を図るため、幼児健康診査における問診の充実を図ります。

#### **【実施内容】**

- ・ 幼児健康診査における総合的な健康診査の実施。
- ・ 問診場面等において、健康不安や育児不安について聞き取りを行い、支援する。

### **②知識・情報の提供**

#### **【目的】**

放射線に関する正しい情報や最新の情報を提供し、不安の軽減を図ります。

#### **【実施内容】**

- ・ 専門家による放射線講演会の開催。
- ・ 市ホームページの活用
- ・ 広報の活用

### **③個別不安の軽減**

#### **【目的】**

放射線に関わる健康に関する個別の相談に応じることで、市民一人ひとりの不安の軽減を図ります。

#### **【実施内容】**

- ・ 専門家（医師等）による健康相談会の実施。
- ・ 保健師等による健康相談・育児相談。

## **(5)その他**

国や県の方針により、柔軟に対応していきます。

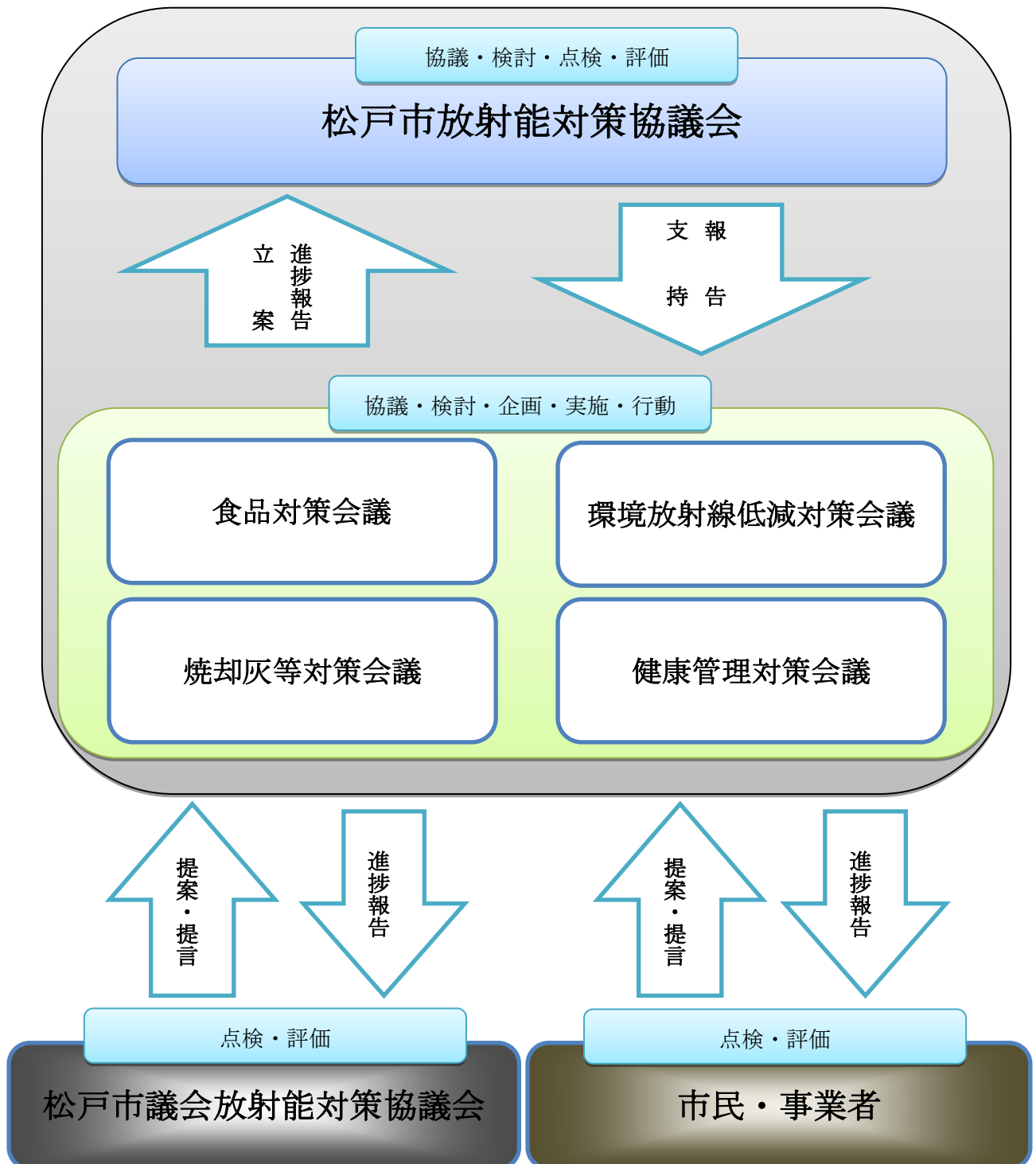
## 第3章 進捗管理

### 第1節 推進体制

### 第2節 広報

# 第1節 推進体制

この計画の推進体制は以下のとおり運用します。



## 第2節 広報

### (1) 基本姿勢

市民のみなさんの不安や疑問、感じている問題を共有し、その解消や、安心していただくための情報をわかりやすく提供します。

具体的には、この計画の進捗状況、測定・検査結果など、松戸市における放射能に関する情報を市民のみなさんに共有してもらうための情報発信を行います。

### (2) 広報手段

“広報まつど” や市民のみなさんからのよくある質問についてまとめた“FAQ” も含め“ホームページ”での情報発信、リアルタイムでの情報共有をめざし“ツイッター”などのソーシャルメディアや“まつどニュース”を活用します。

必要に応じて関係する部署と連携しながら情報発信を行います。

マスコミに対しての情報発信についてもできるだけ速やかな情報発信に努めます。

また、緊急時には、“安全安心メール”、“防災行政無線”、“広報車”などあらゆる広報手段を活用します。

紙媒体

リアルタイム  
の情報提供



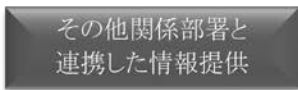
平日毎日発行  
公共施設への掲示など



毎月1日・15日に発行



緊急時の  
情報提供



マスコミへの  
働きかけ



インターネット



ツイッター  
千葉県松戸市  
@matsudo\_city



フェイスブック  
千葉県 松戸市 (公式実証研究)



松戸市公式ホームページ  
<http://www.city.matsudo.chiba.jp>  
トップページから  
「松戸市の放射線関連情報」

携帯電話対応ホームページ  
<http://www.city.matsudo.chiba.jp/mobile/>



登録用空メールアドレス  
tmatsudo@sg-m.jp



音声

## 第4章 その他

### 第1節 補足事項

## 第1節 補足事項

### (1) 2章第2節環境放射線低減対策に関する計画について

本市では、平成24年1月1日に特別措置法が完全施行されたことを受け、同法に基づく法定計画として位置付けられるものとして、除染実施計画策定を進めてまいりました。

特別措置法に基づく法定計画として松戸市除染実施計画を位置づけるためには、国（環境省）との協議が必要とされております。その協議の過程において、法定計画に位置付けるために、本市の考えについて、修正や削除などを行わざるを得ない箇所がありましたので、それらの点に関する本市としての基本的な考え方を明らかにするものです。

#### ● 財政上の措置について

国は補助事業の対象を極めて限定的に策定した結果、本市が地域の実情に応じて必要な措置を実施していくためには、松戸市除染実施計画に、市独自の目標等を設定せざるを得ませんでした。この市独自の目標を達成するための措置については、特別措置法に基づく措置とは認められておらず、国は汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施（同法第43条）するとありながら、どのように財政的な措置がされるか不明確な状況であります。よって、特別措置法に基づかない必要な措置にかかる費用についても、国が全額負担するよう、本市を含む汚染状況重点調査地域に指定された県内9市より、平成24年2月17日付で要望しているところです。

国が9市からの要望に応じない場合は、事故の原因者である東京電力株式会社へ請求してまいります。東京電力株式会社が支払に応じなかった場合は、最終的に市の財政負担とならないように財政上の措置等を国に強く要求してまいります。

(参考) 費用の負担については、以下のとおり規定されております。

- 国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施（特別措置法第43条）
- 特別措置法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施（特別措置法第44条）
- 国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる特別措置法に基づく措置の費用の支払いが関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を実施（特別措置法第45条）

● 除去土壌の処分について

除染に関する緊急実施基本方針（平成 23 年 8 月 26 日原子力災害対策本部決定）では、放射性物質によって汚染された廃棄物や土壌の処理について、「長期的な管理が必要な処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任をもって行うこと」とされております。一方で、特別措置法では、除去土壌の処分について、除染等の措置等の実施者が行うこととされております。

本市としては、本市が除染等の措置等を実施した際に発生する除去土壌の処分についても、除染に関する緊急実施基本方針に明記されている国の責任を果たすよう、断固として求めてまいります。

● 所有者が独自に行った費用について

民家や私立学校等をはじめとする民有地の除染に係る費用については、所有者（又は管理者）が実施した場合、国の財政措置の対象外とされています。そこで、以下の点について、本市を含む汚染状況重点調査地域に指定された県内 9 市より、平成 24 年 2 月 17 日付で要望しているところです。

- 民有地の所有者等が行う除染に対しては、国がその実施者に対して直接的に費用負担をする仕組みを検討する等、住民および自治体の手続きを簡素化し事務負担の軽減を図ること。
- 民有地の所有者等が行う除染に対して、自治体が補助金交付や関連資機材の貸与等を行う場合にも、この措置を補助の対象とし、国が全額負担すること。



## 放射能関連用語解説

放射線	放射線とは、ある特定の原子核が別の原子核に変化(壊変または崩壊)する際に放出される高速の粒子や、高いエネルギーを持った電磁波のことをいいます。また、放射線にはいくつかの種類があり、 $\alpha$ (アルファ)線、 $\beta$ (ベータ)線、 $\gamma$ (ガンマ)線、中性子線などがあります。
放射性物質	<p>放射線を放出する方の物質のことを放射性物質といいます。</p> <p>放射性物質には、ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 等いろいろありますが、放射性物質によりそれぞれ一定時間に出す放射線の数は違います。</p> <p>放射線は多量に受けると体に良くないため、放射性物質の取り扱いには充分注意が必要で、法律でも規制されています。しかし、天然にもごく微量の放射線を出す放射性物質がたくさんあります。こうした天然の放射性物質の存在と、地球の外から降りそそぐ宇宙からの放射線のため、私たちはいつも微量の放射線をあびています。その他人工的につくられた放射性物質もあります。</p>
放射能	放射能とは、放射線を放出する能力のことをいいます。
グレイ (Gy)	放射線が「もの」に当たると、その持っているエネルギーを「もの」に与えます。”グレイ(Gy)”は、「もの」が単位質量あたりに放射線から受けるエネルギーの量を表しています。
シーベルト (Sv)	<p>シーベルトは放射線が「人間」に当たったときにどのような影響があるのかを評価するための単位です。</p> <p>このシーベルトの値は、まず人間の体全体あるいは各臓器等を「もの」と考えて放射線から受けたエネルギー量を求め(グレイの値)、更に人間への影響として数値化するために受けた放射線の種類、受けた体の部位を評価して下記の式から計算して求めます。</p> <p>その値は原子力施設での放射線安全管理や、もし被ばくした場合にどのような影響があるのかを評価するために使われます。</p>
ベクレル (Bq)	<p>ベクレルとは、放射性物質の放射能の強さです。具体的には、放射性物質が1秒間にいくつ壊変(崩壊)するかを表わすもので、1秒間に1個壊変すれば、この放射性物質は1ベクレルとなります。</p> <p>※壊変(崩壊)とは・・・放射性物質は、放射線を出すと、原子質量数の違う物質や、質量数は同じでも原子番号の異なる物質になったりすることを壊変(崩壊)といいます。放射性物質がある時間に壊変(崩壊)する個数は、そのときにある放射性物質の個数に比例します。また、この個数は放射性物質の種類によっても異なります。</p>

被ばく	<p>人間が放射線に当たることを「被ばく」といいます。被ばくには「外部被ばく」と「内部被ばく」があります。</p> <p>外部被ばくは体の外から放射線に当たることです。外部被ばくを防ぐには、放射線源から遠ざかったり、鉛などの遮へい物を置いたり、放射線に当たる時間をできるだけ少なくすればいいことになります。「距離」「遮へい」「時間」の三つを工夫すれば、外部被ばくを効果的に少なくすることができます。</p> <p>一方、内部被ばくは体の中に入った放射性物質から被ばくするものです。内部被ばくの場合、放射性物質は体内に取り込んでしまっているので、排出されるまで被ばくがさげられません。放射性物質を体内に取り込まないようにするのが、内部被ばくをさける最も有効な方法といえます。</p>
半減期	<p>放射性物質は放っておいただけで、どんどん壊れて無くなっていき、そのときに放射線を出します。ある放射性物質が壊れて、量が半分になるまでの期間を半減期といいます。例えば、ヨウ素 131 は8日、セシウム 134 は 2.1 年、セシウム 137 は約 30 年です。</p> <p>ですから、未知の放射性物質の種類を決めたりするときにも、「目じるし」として使えます。半減期が短いと、短い時間でたくさん壊れるわけですから、少ない量で多くの放射線を出します。</p> <p>放射性物質の量は、半減期の 10 倍の時間がたつと約 1000 分の1に、また半減期の 20 倍の時間がたつと 100 万分の1に減少してしまいます。</p>